

不動産鑑定士または不動産鑑定士補の変更の登録

手続名	不動産鑑定士または不動産鑑定士補の変更の登録
手続根拠	・不動産の鑑定評価に関する法律（以下「法」という。）第18条、第54条
手続対象者	不動産鑑定士または不動産鑑定士補で、登録事項（氏名、住所、本籍、不動産鑑定業者の名称、業務に従事する事務所の名称及び所在地など）に変更があった者
提出時期	変更があったとき随時
提出方法	申請書を下記の提出先の窓口に出してください。
手数料	登録免許税として、千円分の収入印紙を申請書の表面所定欄に貼付してください。 ※ただし、住居表示の実施または変更、行政区画等の変更など登録免許税第5条に該当する場合は非課税となり、その登録免許税の免除を受けるためには当該市区町村長の書類の添付が必要となります。
添付書類・部数	変更事項等により次のとおり ・氏名——>戸籍抄本 ・本籍——>戸籍抄本 ・住所——>住民票の抄本（発行から3ヶ月以内） ※ただし、住民票と住所地（生活の本拠として、その人が住んでいる所）が異なる場合は、これに代わる書面 ・不動産鑑定業者の名称、従事する事務所の名称及び所在地——>添付種類は不用 ○部数は、1部提出してください
申請書様式	不動産鑑定士（補）変更申請書（表、裏） なお、申請書の宛先名は、住所地を管轄する下記の地方整備局等〔*1〕の長となります。
記載要領・記載例	次のとおり。なお、詳細については下記の相談窓口へお問い合わせください。
提出先	住所地のある都道府県を管轄する地方整備局等の不動産鑑定事務担当課へ提出してください。
受付時間	上記の提出先の窓口にお問い合わせください。
相談窓口	提出先の地方整備局等の不動産鑑定事務担当課、または国土交通省不動産・建設経済局地価調査課鑑定評価指導室
審査基準	不動産の鑑定評価に関する法律等の法令に定めるところによります。
標準処理期間	3週間（なお、申請が集中する時期には更に相当日数を要する場合があります。）
不服申立方法	行政不服審査法の規定によります。

申請書の宛先となる地方整備局等の名称

住所地の都道府県名	提出先地方整備局等〔*1〕
北海道	北海道開発局
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県	東北地方整備局
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県	関東地方整備局
新潟県、富山県及び石川県	北陸地方整備局
岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県	中部地方整備局
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県	近畿地方整備局
鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県	中国地方整備局
徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	四国地方整備局
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県	九州地方整備局
沖縄県	沖縄総合事務局

◇記載要領等（問い合わせなどが多くあったものを記載の目安・参考として整理したのです。）

- ①申請者の氏名の下部の連絡先電話番号は、申請内容を確認する場合にのみ使用しますので記載してください。
- ②事項欄は、「氏名」、「本籍」、「住所」、「不動産鑑定業者名称」、「事務所名称」及び「事務所所在地」と記載してください。
なお、「不動産鑑定業者名称」と「事務所名称」が同一場合があります。
- ③住所及び事務所所在地の場合は、変更後の上部に郵便番号を記載してください。
- ④事務所名称の場合は、変更後の下部に業者登録番号を記載してください。（〇県：99）（大臣：888）
- ⑤勤務先が不動産鑑定業者登録を受けていない場合、「無記入」もしくは「なし」と記載してください。
- ⑥同一の事項の変更については、変更後欄には最新の内容のみを記載してください。
- ⑦婚姻等により「氏名」が変更となった場合、旧姓使用はできず、戸籍抄本を添付して変更の手続きが必要です。
- ⑧登録免許税を印紙により納付する場合には、（裏）は必要としません。

◇記載例（なお、斜体字部分は登録事項ではありませんが事務処理上で利用しております。）

不動産鑑定士 変更登録申請書

登 録 番 号	第〇〇〇〇号	登録年月日	平成 〇年 〇月 〇日
事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
・ 本 籍	千代田区丸の内〇	千代田区霞が関2-1	平成〇年〇月〇日
・ 住 所	千代田区丸の内 〇-〇-〇	〒100-8918 千代田区霞が関2-1-2	平成〇年〇月〇日
・ 不動産鑑定業者名称	国土の鑑定所（株）	国土交通の不動産鑑定（株）	平成〇年〇月〇日
・ 事務所名称	同上 東京支社	同上 霞が関支社 (大臣：567)	平成〇年〇月〇日
・ 事務所所在地	千代田区丸の内 〇-〇-〇	〒100-8918 千代田区霞が関2-1-2	平成〇年〇月〇日

提出宛先名は、住所地を管轄する
地方整備局等の長となります。

申請者の勤務先でなく
自宅住所を記載する。

申請者の
住所及び氏名
記載内容について確認が必要な
場合にのみ使用します

〒100-8918
千代田区霞が関2-1-2

地 価 太 郎 (印)
03-5253-1578

関 東地方整備局長 殿

業者・事務所を『勤務先』
などと省略してもよい。

勤務先として事務所所在地
の記載洩れが多い。

業者登録番号の更新等の回数
は省略して記載する。

変更前欄の住所などは適宜簡
略して記載してもよい。

変更後欄の住所などは郵便等が
届く程度正確に記載する。